2022 年度(来年度)

自動車通学≪継続≫に関する申請について

<聖隷学園駐車場利用の申請について>

今年度に引き続き 2022 年 4 月からも自動車通学し聖隷学園駐車場を利用したい学生は、交通安全講習会の動画を視聴・レポート送信後に申請書類を提出してください。

1. 対象

継続

現在、自動車通学を許可されていて、継続して自動車で通学したい学生 ※継続者は駐車場利用優先許可となりますので、利用開始月は一律4月となります。

注意)個人で本学周辺の民間駐車場を契約した場合でも『自動車通学願書』の提出および交通安全講習会の 受講が必要です。

2. 申請について

①【交通安全講習会】

右記 QR コードから動画を視聴し、レポートを送信してください。 レポートが確認できない場合は自動車通学が許可されません。



②【願書等の提出】※提出期限:2022年1月31日(月)

学生サービスセンターHPより様式をダウンロード・プリントアウトし、必要事項を記入のうえ、

学生サービスセンターのカウンターにある「ボックス」に提出してください。

※必ず事前に交通安全講習会の動画を視聴し、レポートを送信してください。

【申請書類】

継続

①「自動車通学願書【継続】」

※車両が変更になる場合「車両情報等変更届」を添付してください。

3. 許可および手続きについて

【駐車場利用許可者発表予定日】

2022 年 2 月 28 日(月)17 時 学生サービスセンターHP、掲示板で発表

※第1·第2·第4·第5駐車場使用許可にあたり、申請者数が駐車収容台数を超える場合は、 通学距離、その他の通学手段を考慮のうえ選考します。

【自動車通学許可者の駐車場利用手続方法】

手続期間

2022年3月3日(木)~3月29日(火)9時30分~18時30分

※土・日・祝日の他、3月10日(木)は卒業式のため対応不可

手続方法

現在使用中の駐車カード(定期駐車券)と駐車場使用料を持参し、2022 年度用の駐車カードと交換してください。

※現在使用中の駐車カードは 2022 年 4 月 1 日(金)以降使用不可(ゲート開閉無効)となります。

4. その他

許可シールが貼付されていない場合は、許可車両として取り扱われず、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規 注意・指導・厳重注意・警告及び学生懲戒処分」の対象となる場合があります。